

区分	手話通訳者	運動施設維持管理業務等（期間業務職員）
勤務場所	福祉課	アネックススポーツランド（焼山）
対象	高校卒業程度の学力を有するかたで、普通自動車運転免許を有し、青森県知事が発行した手話通訳者証の交付を受けているかた	市内に住所を有し、昭和23年4月2日以降に生まれたかたで、パソコンの入力ができ、草刈り機を使用できるかた
業務内容	聴覚障害者および音声言語機能障害者の意思伝達の援助、障害者の情報収集に関する業務	アネックススポーツランドの受け付け、施設の維持管理、草刈りなどの環境整備作業
募集人員	1人	若干名
勤務日	月～金曜日（祝日を除く）	週5日（休日は交代制で、土・日曜日、祝日の勤務あり）
勤務時間	午前9時15分～午後4時	午前8時30分～午後9時15分（早番・遅番の交代勤務）ただし、週1日は4時間の勤務 ※勤務時間の変更あり
報酬・賃金	月額181,600円	▶日額 7,600円 ▶半日額 3,800円
面接試験	▶日時：2月21日（木）午後1時30分～ ▶場所：新館4階 第4会議室	▶日時：2月22日（金）午後1時30分～ ▶場所：十和田湖支所ふるさと皆館2階交流室
任用期間	4月1日～平成26年3月31日（必要に応じ再任用あり）	4月2日～平成26年3月31日までの間で期間を設定
提出書類	▶履歴書（市販のものに顔写真貼付） ▶手話通訳者証の写し ▶普通自動車運転免許証の両面の写し	▶履歴書（市販のものに顔写真貼付） ▶普通自動車運転免許証の両面の写し
申込期間・期限	2月15日（金）必着（土・日曜日、祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	2月15日（金）必着（土・日曜日、祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
申込先	市役所新館1階 福祉課 問☎⑤6718 ▶郵送の場合 〒034-8615（住所記載不要）福祉課あて。封筒の表に「手話通訳者申込」と朱書き	十和田湖支所1階 スポーツ青少年課 問☎⑦2317 ▶郵送の場合 〒034-0392（住所記載不要）スポーツ青少年課あて。封筒の表に「運動施設期間業務職員申込」と朱書き

# 期間業務職員・臨時職員等募集



## 市役所パートタイマー・臨時職員、本庁宿直員・日直員 問職員課☎⑤6705

区分	パートタイマー・臨時職員登録	本庁宿直員、日直員（期間業務職員）
対象	昭和23年4月2日以降に生まれたかた ※登録期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までです。 ※登録者数の制限はありません。 ※身体に障害があるかたでも、介助者なしで業務を行えるかたは申し込みできます。	昭和28年4月2日以降に生まれたかたで、高等学校卒業以上のかた ※身体に障害があるかたでも、自力で通勤ができ、かつ、介助者なしで業務を行えるかたは申し込みできます。
業務内容	事務補助など（主にパソコンを使用）	①宿直員 市役所本庁における宿直および日直業務 ②日直員 市役所本庁における日直業務 ※①②ともに、庁舎の見回り、電話・来庁者への対応、各種届出の受理など
募集人員	採用者数未定	宿直員1人、日直員1人
勤務日	月～金曜日（祝日を除く）	①月12回程度（うち、日直業務（土・日曜日、祝日、年末年始）が月1～2回程度） ②土・日曜日、祝日、年末年始で月5回程度 ※年末年始は12月29日から翌年1月3日まで
勤務時間	▶パートタイマー 午前9時～午後3時30分 ▶臨時職員 午前8時30分～午後5時15分	①宿直 午後5時15分～翌日の午前8時30分（午後10時30分～翌日の午前6時までは原則仮眠時間） 日直 午前8時30分～午後5時15分 ②午前8時30分～午後5時15分
賃金	▶パートタイマー 時給730円 ▶臨時職員 日額6,300円	①宿直1回 9,900円、日直1回 6,300円（社会保険・雇用保険加入） ②1回 6,300円
面接試験	▶臨時職員希望のかた 2月26日（火）時間は受け付け時にお知らせします。 ※パートタイマーのかたは面接試験がありません。	▶日時：2月25日（月）午前9時～ ▶場所：新館4階 第4会議室
任用期間	4月から平成26年3月の間で、業務内容により期間を決定	4月1日～平成26年3月31日（必要に応じ再任用あり）
提出書類	履歴書（市販のものに顔写真貼付） ▶パソコン（ワード、エクセルなど）を操作できるかたはその旨記入 ▶履歴書上部に「パートタイマー希望」、「臨時職員希望」、「パートタイマー希望」のいずれかを記入	履歴書（市販のものに顔写真貼付） ※履歴書上部に「宿直員」、「日直員」のいずれかを記入
申込期間・期限	▶パートタイマー 申し込み期限なし ▶臨時職員 2月18日（月）必着 ※いずれも 土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分	2月15日（金）必着（土・日曜日、祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
申込先	市役所新館2階 職員課 ▶郵送の場合 〒034-8615（住所記載不要）職員課あて ※臨時職員、宿直員、日直員希望で郵送の場合は、受付票郵送用の返信用封筒（80円切手貼付）を同封のこと	

### 携帯電話の緊急地震速報などを設定しよう！

問総務課防災係☎⑤6703

緊急地震速報情報送信

気象庁（地震発生の危険）

docomo  
au  
SoftBank  
各携帯電話会社サーバー

エリアメールなど情報送信

市役所（情報収集など）

緊急地震速報、エリアメール受信

東日本大震災を契機に緊急地震速報やエリアメールなどによる避難情報などの携帯電話での受信が重視されています。大地震が発生する直前や台風などの災害により避難が必要となる場合、これらの情報は非常に重要です。いざというときのために携帯電話の受信設定を確認しましょう。

機種によっては、緊急地震速報などを受信するための設定が必要になる場合があります。設定方法は、各携帯電話会社のホームページまたは販売店でご確認ください。

台風や河川氾濫などによる避難情報

武力攻撃などの情報